

大規模災害発生時における国の対処（災害応急対策）の枠組み

目 次

(1)	災害対策基本法抜粋	
1)	第 1 章 総 則	1
	国の責務（ 3 条）	1
	都道府県の責務（ 4 条）	1
	市町村の責務（ 5 条）	1
2)	第 2 章 防災に関する組織	1
	第 3 節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部	1
	ア 非常災害対策本部の設置（ 24 条）	1
	イ 非常災害対策本部の組織（ 25 条）	2
	ウ 非常災害対策本部の所掌事務（ 26 条）	2
	エ 非常災害対策本部長の権限（ 28 条）	3
	オ 緊急災害対策本部の設置（ 28 条の 2 ）	3
	カ 緊急災害対策本部の組織（ 28 条の 3 ）	3
	キ 緊急災害対策本部の所掌事務（ 28 条の 4 ）	4
	ク 緊急災害対策本部長の権限（ 28 条の 6 ）	4
	第 4 節 災害時における職員の派遣	5
	ア 職員の派遣の要請（ 29 条）	5
	イ 職員の派遣のあつせん（ 30 条）	5
3)	第 5 章 災害応急対策	6
	第 1 節 通 則	6
	災害応急対策及びその実施責任（ 50 条）	6
	第 4 節 応急措置	6
	ア 他の市町村長等に対する応援の要求（ 67 条）	6
	イ 都道府県知事等に対する応援の要求等（ 68 条）	7
(2)	防災基本計画抜粋	7
	第 14 編	7
	第 2 章 災害応急対策	7
	第 3 節 活動体制の確立	7
	第 4 節 災害の拡大防止	10
	第 5 節 救助・救急、医療及び消火活動	11
	第 6 節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	14
	第 7 節 避難収容活動	18

第8節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	19
第9節	保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動	20
第10節	社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動	21
第11節	施設、設備等の応急復旧活動	21
第12節	被災者等への的確な情報伝達活動	22
第13節	二次災害の防止活動	23
第14節	自発的支援の受け入れ	23
(3)	その他	25
	非常災害対策本部員予定者及び緊急対策本部事務局幹事予定者	25
	(「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」平成12年12月14日中央防災会議主事会議申し合わせから抜粋)	
	現地対策本部要員予定者	27
	(「現地対策本部の設置及び運営等について」平成12年12月14日中央防災会議主事会議申し合わせから抜粋)	

(1) 災害対策基本法抜粋

1) 第 1 章 総 則

国の責務 (3 条)

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

都道府県の責務 (4 条)

都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

市町村の責務 (5 条)

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2) 第 2 章 防災に関する組織

第 3 節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

ア 非常災害対策本部の設置 (24 条)

- 1 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。
- 2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

イ 非常災害対策本部の組織（25条）

- 1 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部長とし、国務大臣をもつて充てる。
- 2 非常災害対策本部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 非常災害対策本部に、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 非常災害対策副本部長は、非常災害対策本部長を助け、非常災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 5 非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 非常災害対策本部に、当該非常災害対策本部の所管区域にあつて当該非常災害対策本部長の定めるところにより当該非常災害対策本部の事務の一部を行う組織として、非常災害現地対策本部を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第4項の規定は、適用しない。
- 7 内閣総理大臣は、前項の規定により非常災害現地対策本部を置いたときは、これを国会に報告しなければならない。
- 8 前条第2項の規定は、非常災害現地対策本部について準用する。
- 9 非常災害現地対策本部に、非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 10 非常災害現地対策本部長は、非常災害対策本部長の命を受け、非常災害現地対策本部の事務を掌理する。
- 11 非常災害現地対策本部長及び非常災害現地対策本部員その他の職員は、非常災害対策副本部長、非常災害対策本部員その他の職員のうちから、非常災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

ウ 非常災害対策本部の所掌事務（26条）

非常災害対策本部は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

1. 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
2. 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。
3. 第28条の規定により非常災害対策本部長の権限に属する事務。
4. 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務。

エ 非常災害対策本部長の権限（28条）

- 1 非常災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該非常災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
- 2 非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公告機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 非常災害対策本部長は、非常災害現地対策本部が置かれたときは、前2項の規定による権限の一部を非常災害現地対策本部長に委任することができる。
- 4 非常災害対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

オ 緊急災害対策本部の設置（28条の2）

- 1 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第2項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。
- 2 第24条第2項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。
- 3 第1項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

カ 緊急災害対策本部の組織（28条の3）

- 1 緊急災害対策本部の長は、緊急災害対策本部長とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもつて充てる。
- 2 緊急災害対策本部長は、緊急災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 3 緊急災害対策本部に、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員を置く。
- 4 緊急災害対策副本部長は、国務大臣をもつて充てる。
- 5 緊急災害対策副本部長は、緊急災害対策本部長を助け、緊急災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。緊急災害対策副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ緊急災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 緊急災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

1. 緊急災害対策本部長及び緊急災害対策副本部長以外のすべての国務大臣
2. 内閣危機管理監
3. 副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 緊急災害対策副本部長及び緊急災害対策本部員以外の緊急災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 緊急災害対策本部に、当該緊急災害対策本部の所管区域にあつて当該緊急災害対策本部長の定めるところにより当該緊急災害対策本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、緊急災害現地対策本部を置くことができる。
- 9 第25条第6項後段、第7項及び第8項の規定は、緊急災害現地対策本部について準用する。
- 10 緊急災害現地対策本部に、緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員を置く。
- 11 緊急災害現地対策本部長は、緊急災害対策本部長の命を受け、緊急災害現地対策本部の事務を掌理する。12 緊急災害現地対策本部長及び緊急災害現地対策本部員その他の職員は、緊急災害対策副本部長、緊急災害対策本部員その他の職員のうちから、緊急災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

キ 緊急災害対策本部の所掌事務（28条の4）

緊急災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

1. 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関すること。
2. 非常災害に際し作成される緊急措置に関する計画の実施に関すること。
3. 第28条の6の規定により緊急災害対策本部長の権限に属する事務
4. 前3号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

ク 緊急災害対策本部長の権限（28条の6）

- 1 緊急災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該緊急災害対策本部の所管区域における権限の行使について調整をすることができる。
- 2 緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

- 3 緊急災害対策本部長は、前2項の規定による権限の全部又は一部を緊急災害対策副本部長に委任することができる。
- 4 緊急災害対策本部長は、緊急災害現地対策本部が置かれたときは、第1項又は第2項の規定による権限（同項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。）の一部を緊急災害現地対策本部長に委任することができる。
- 5 緊急災害対策本部長は、前2項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

第4節 災害時における職員の派遣

ア 職員の派遣の要請（29条）

- 1 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

イ 職員の派遣のあつせん（30条）

- 1 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第91条第1項の規定によ

る職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

3) 第5章 災害応急対策

第1節 通則

ア 災害応急対策及びその実施責任（50条）

災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

1. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 2. 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 3. 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 4. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 5. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 6. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 7. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 8. 緊急輸送の確保に関する事項
 9. 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。

第4節 応急措置

ア 他の市町村長等に対する応援の要求（67条）

- 1 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

イ 都道府県知事等に対する応援の要求等（68条）

- 1 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。
- 2 前条第1項後段の規定は、前項の場合について準用する。

（2）防災基本計画抜粋

第14編

< 第2章 災害応急対策 >

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には市町村があたり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。

第3節 活動体制の確立

第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常本部等を設置する。

1 地方公共団体の活動体制

地方公共団体は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置、現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

地方公共団体は、指定行政機関、公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 内閣官房、指定行政機関、公共機関の活動体制

内閣官房は、大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、官邸対策室を設置し、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行う。

指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

3 事故災害における事業者の活動体制

事業者は、発災後、速やかに災害の拡大防止のための必要な措置を講じるものとする。

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害が発生した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

5 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

大規模な災害発生時には、災害そのもの及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。

災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。

6 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

大規模な災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、内閣官房は緊急参集チームを官邸に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制、その他の対処に係る重要事項について協議するため、内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。

7 非常災害対策本部等の設置等

(1) 非常災害対策本部等の設置と活動体制

収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、中央合同庁舎5号館内(事故災害においては原則として安全規制等担当省庁内)とする。

非常災害対策本部員(現地対策本部員を除く)は、内閣府(事故災害においては原則として安全規制等担当省庁)等の局長級職員及び指定行政機関の課長級職員で構成する。

非常災害対策本部長は、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

非常災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、必要に応じ、関係省庁の職員により分野別の班を設け、災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府（事故災害においては内閣府及び安全規制等担当省庁）は、速やかに必要な閣議請議等の手続きを行うなど、別に定める申合せにより所要の手続きを行い、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。

緊急災害対策本部の設置場所は官邸内、その事務局の設置場所は官邸及び中央合同庁舎5号館内（事故災害においては安全規制等担当省庁内）とすることを原則とする。

緊急災害対策本部長は、当該緊急災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに指定行政機関の長の権限を委任された当該緊急災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。

緊急災害対策本部の事務局は、被害の程度に応じ体制を強化し、必要に応じ、関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

(3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに内閣総理大臣は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置（既に設置されている場合を除く。）を行うものとする。

(4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置を行うものとする。

また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

緊急災害現地対策本部の場合は、必要な閣議請議等の手続きを行う。

現地対策本部長は原則として内閣副大臣（事故災害においては安全規制等担当省庁の政務次官）とし、現地対策本部員は、本省庁課長級職員又は地方出

先機関の部長級職員によって構成されるものとする。

現地対策本部員等予定者は、緊急の輸送についての事前のとりきめに基づき、自衛隊のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

8 自衛隊の災害派遣

都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

自衛隊は、都道府県知事等法令で定める者から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

市町村長は、通信の途絶等により都道府県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう要求ができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を都道府県知事に通知するものとする。

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により都道府県等と連絡が不可能である場合や上記の市町村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の救助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第4節 災害の拡大防止活動

国及び地方公共団体は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じるものとする。

第5節 救助・救急，医療及び消火活動

災害発生後，被害者に対し救助・救急活動を行うとともに，負傷者に対し必要な医療活動を行うこと，必要に応じ消火活動を行うことは，生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

1 救助・救急活動

(1) 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は，自発的に被害者の救助・救急活動を行うとともに，救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

被災地方公共団体は，その区域内における救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，非常本部等，現地対策本部，国の各機関，他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

(3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

被災地以外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

非常本部等は必要に応じ，消防庁，警察庁，防衛庁及び海上保安庁等に対し，応援を依頼するものとする。

非常本部等又は現地対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，自衛隊等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を図るものとする。

警察庁は，必要に応じ，広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

消防庁は，必要に応じ，緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

防衛庁は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼に基づき，救助・救急活動を行うものとする。

海上保安庁は，海上における災害に係る救助，救急活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，又は非常本部等の依頼等に基づき，被災地方公共団体の活動を支援する。

(4) 事故災害における事業者による救助・救急活動

事業者は，救助・救急活動及び被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(5) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は，原則として，当該活動を実施する機関が携行するものとする。

国及び地方公共団体は，必要に応じ，民間からの協力等により，救助・救急活動のための資機材を確保し，効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

国〔厚生労働省、文部科学省、防衛庁〕及び日本赤十字社は、被災地域内の国立病院、国立療養所、国立大学病院、自衛隊の病院、日赤病院等において医療活動を行うものとする。

被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。

被災地域内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。

現地対策本部は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。

国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。

(2) 被災地域外からの救護班の派遣

被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請するものとする。

国〔厚生労働省、文部科学省〕、日本赤十字社及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成し、派遣するものとする。

消防庁は、被災地以外の市町村の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。

救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。

被災地域を含む都道府県は、その区域内又は近隣都道府県からの救護班の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所(救護所など)の確保を図るものとする。

非常本部等は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。

救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔国土交通省、海上保安庁、防衛庁、消防庁、警察庁〕は、必要に応じ、又は国〔厚生労働省、文部科学

省),日本赤十字社及び地方公共団体からの要請に基づき,輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(3) 被災地域外での医療活動

被災地方公共団体は,必要に応じて,広域後方医療関係機関〔厚生労働省,文部科学省,日本赤十字社〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

広域後方医療関係機関は,必要に応じて広域後方医療施設を選定し,その結果を非常本部等に報告するものとする。

非常本部等は,必要に応じ,又は関係機関の要請に基づき,広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について,緊急輸送関係省庁は,必要に応じ,又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき,搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

3 消火活動

(1) 地方公共団体等による消火活動

発災後初期段階においては,住民及び自主防災組織等は,自発的に初期消火活動を行うとともに,消防機関に協力するよう努めるものとする。

被災市町村は,速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに,迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。特に,大規模な災害の場合は,最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応するものとする。

海上保安庁は,海上における消火活動を行うほか,必要に応じ,地方公共団体に対して応援を要請するものとする。

(2) 被災地域外の地方公共団体による応援

被災地以外の市町村は被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき,消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

消防庁は,被災地以外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。

消防庁は,必要に応じ,被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

非常本部等は,必要に応じ,又は消防庁からの要請に基づき,他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第5節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- 一 人命の安全
- 二 被害の拡大防止
- 三 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

一 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

二 第2段階

- ア 上記一の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

三 第3段階

- ア 上記二の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

2 交通の確保

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

(1) 非常災害対策本部等による調整等

交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求

め、又は必要な依頼を行うものとする。

(2) 道路交通規制等

都道府県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資するものとする。

都道府県警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。

都道府県警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。

都道府県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等に対し措置命令等を行うものとする。

国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行うものとする。

警察庁は、都道府県警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、都道府県警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。

交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常災害対策本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

非常本部等は、必要に応じ、又は警察庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

(3) 道路の応急復旧等

国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災地方公共団体等の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施すること。

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めるものとする。

路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

道路管理者は、建設業者との間に応援協定を結んでおく等、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努めるものとする。

国土交通省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告

するものとする。

(4) 航路の障害物除去等

国土交通省は、開発保全航路等について、早急に被害状況を把握し、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。

海上保安庁は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるときは、その旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(5) 港湾及び漁港の応急復旧等

港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。

漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、農林水産省に対して、被害状況を報告するものとする。

海上保安庁は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。

国土交通省及び農林水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。

(6) 海上交通の整理等

海上保安庁は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

海上保安庁は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

海上保安庁は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(7) 飛行場等の応急復旧等

国土交通省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。

空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

国土交通省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な

応急復旧等を行うものとする。

地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

(8) 航空管制等

国土交通省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

(9) 鉄道交通の確保

国土交通省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

(10) 広域輸送拠点の確保

地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

3 緊急輸送

緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送活動の協力要請を行うものとする。

国土交通省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。

海上保安庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

自衛隊は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。

地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。

4 燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第7節 避難収容活動

災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

1 避難誘導の実施

発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2 避難場所

(1) 避難場所の開設

地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

(2) 避難場所の運営管理

地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

3 応急仮設住宅等

(1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。

非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。

要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。

関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

(3) 広域的避難収容

被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛庁、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

第8節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、以下の方針の通り活動する。

(1) 非常災害対策本部等による調整等

非常本部等は、調達、供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団

体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。

被災地方公共団体及び各省庁は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省〕又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

(3) 物資関係省庁の活動

厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。

厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

総務省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

第9節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

地方公共団体は、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設ト

イレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。厚生労働省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

2 防疫活動

地方公共団体は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。非常本部等は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、厚生労働省及び防衛庁に対し、防疫活動を依頼し、その総合調整を行うものとする。厚生労働省は、必要に応じ、防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき、他の地方公共団体に対し支援の要請を行う等により、被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。

自衛隊は、必要に応じ、又は要請に基づいて防疫活動を行うものとする。

3 遺体の処理等

地方公共団体は、遺体の処理については、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

第10節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講じる。

1 社会秩序の維持

被災地及びその周辺(海上を含む。)においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

被災地付近の海上においては、海上保安庁が巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 物価の安定、物資の安定供給

国及び地方公共団体は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないように、監視するとともに、必要に応じ指導等を行うものとする。

第11節 施設、設備等の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害等を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

(1) 施設、設備の応急復旧活動

国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

国、公共機関、地方公共団体は、災害対策上重要な通信施設に障害が生じたときには、速やかに復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。

(2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

(3) 住宅の応急復旧活動

地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第12節 被災者等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

(1) 被災者への情報伝達活動

非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。

非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。情報伝達に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また、国は放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。なお、国及び地方公共団体は、必要に応じ、公共機関、その他関係機関との

連携を図りつつ、広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し、関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを、被災地近傍に設置するものとする。

(2) 国民への的確な情報の伝達

非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者は、国民全体に対し災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

非常本部等、指定行政機関、公共機関、地方公共団体は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、パソコンネットワーク・サービス会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

非常本部等、指定行政機関、地方公共団体及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第13節 二次災害の防止活動

国及び地方公共団体は、専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

第14節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、国、地方公共団体及び関係団体は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

また、地方公共団体は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

2 国民等からの義援物資，義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を非常本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の地方公共団体は必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに，被災地のニーズについて広報を行うものとする。国民，企業等は，義援物資を提供する場合には，被災地のニーズに応じた物資とするよう，また，品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

義援金の使用については，地方公共団体が義援金収集体と配分委員会を組織し，十分協議の上，定めるものとする。

3 海外からの支援の受入れ

外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には，外務省は，非常本部等にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。

非常本部等は，支援の受入れの可能性について検討する。

非常本部等が受入れを決定した場合，あらかじめ定めた対応方針に基づいて，海外からの支援の受入れ計画を作成し，計画の内容を支援を申し入れた国，関係省庁及び被災地方公共団体に示すものとする。その後関係省庁は，計画に基づき，当該海外からの支援を受け入れるものとする。なお，支援を受け入れないと決定した場合，速やかに関係国に通報するものとする。

(3) その他

1) 非常災害対策本部員予定者及び緊急対策本部事務局幹事予定者

(「災害緊急事態の布告、緊急災害対策本部の設置及び非常災害対策本部の設置等について」平成12年12月14日中央防災会議主事会議申し合わせから抜粋)

非常本部員予定者		
本 部 員	内閣府	政策統括官(防災担当)
	〃	大臣官房審議官(防災担当)
	消防庁	次長
	〃	審議官
	内閣官房	危機管理審議官
	内閣府	大臣官房長
	警察庁	警備局長
	防衛庁	運用局長
	金融庁	総務企画局長
	総務省	大臣官房長
	郵政事業庁	次長
	法務省	大臣官房長
	外務省	大臣官房長
	財務省	大臣官房総括審議官
	文部科学省	大臣官房長
	厚生労働省	大臣官房長
	農林水産省	経営局長
	経済産業省	大臣官房長
	資源エネルギー庁	次長
	原子力安全・保安院	次長
	中小企業庁	次長
	国土交通省	河川局長
	国土地理院	参事官
	気象庁	次長
	海上保安庁	警備救難監
	環境省	大臣官房長
事務局幹事予定者		
事務局幹事	内閣官房	内閣参事官(安全保障、危機管理担当)
	内閣府	政策統括官付参事官(防災総括担当)
	〃	政策統括官付参事官(災害予防担当)
	〃	政策統括官付参事官(災害応急対策担当)

〃	政策統括官付参事官（災害復旧・復興担当）
〃	政策統括官付参事官（地震・火山対策担当）
〃	政策統括官付参事官（災害応急対策担当）付防災通信官
〃	大臣官房総務課長
警察庁	警備局警備課長
防衛庁	運用局運用課長
金融庁	総務企画局総務課長
総務省	大臣官房総務課長
郵政事業庁	総務部業務評価広報課長
消防庁	防災課長
〃	震災対策指導室長
法務省	大臣官房秘書課長
外務省	大臣官房総務課長
財務省	主計局主計官（公共事業担当）
文部科学省	大臣官房文教施設部施設企画課長
厚生労働省	大臣官房総務課長
農林水産省	経営局経営政策課長
経済産業省	大臣官房企画課長
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課長
原子力安全・保安院	企画調整課長
中小企業庁	長官官房政策調整課長
国土交通省	河川局防災課長
国土地理院	企画部長
気象庁	総務部企画課長
海上保安庁	警備救難部海上防災課長
環境省	大臣官房総務課長

（注）消防庁においては、地震災害の場合は震災対策指導室長、風水害等のその他の自然災害の場合は防災課長とする。国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2) 現地対策本部要員予定者

(「現地対策本部の設置及び運営等について」平成12年12月14日中央防災会議主事会議申し合わせから抜粋)

本部長	内閣府副大臣又は大臣政務官
本部員	内閣府大臣官房審議官(防災担当)
	内閣府政策統括官付参事官(防災総括担当)付企画官
	内閣官房内閣参事官
	警察庁管区警察局公安部長
	(東京都及び北海道にあっては警察庁警備局警備課警備管理官)
	陸上自衛隊方面総監部幕僚副長
	総務省総合通信局無線通信部長
	(沖縄にあっては沖縄総合通信事務所情報通信部長)
	消防庁防災課災害対策官
	消防庁震災対策指導室震災対策専門官
	厚生労働省地方厚生局総務管理官
	国土交通省地方整備局企画部環境審査官
	(北海道にあっては北海道開発局事業振興部長、
	沖縄にあっては沖縄総合事務局開発建設部長)
	国土交通省地方運輸局企画部長
	(沖縄にあっては沖縄総合事務局運輸部長)
	気象庁管区气象台技術部長
	(東京管区にあっては気象庁予報部主任予報官、
	沖縄气象台にあっては次長)
	気象庁管区气象台技術部地震情報官
	(東京管区及び沖縄气象台にあっては
	気象庁地震火山部地震情報企画官)
	海上保安庁管区海上保安本部警備救難部長
	(三～九管区にあっては企画調整官、十一管区にあっては次長)
	その他の関係省庁の必要と考えられる要員
その他の職員	内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付参事官補佐
	内閣府政策統括官付参事官(地震・火山対策担当)付主査
	内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付防災通信官付主査
	内閣府大臣官房会計課課長補佐
	内閣府大臣官房総務課秘書専門職
	その他関係省庁の必要と考えられる要員

(注) 気象庁においては、地震又は火山災害の場合は地震情報官等、風水害等のその他の自然災害の場合は技術部長等とし、消防庁においては、地震災害の場合は震災対策専門官、風水害等その他の自然災害の場合は災害対策官とする。

実際の災害時には状況に応じ追加、省略、変更がありうる。また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。